


松江市へ転入された方へ

(問い合わせ先) 松江市役所市民課届出・証明発行グループ TEL0852-55-5253

●主な手続きとして次のようなものがあります。

項目	松江市での手続き・担当課	手続きの窓口	必要なもの
印鑑登録をされる方	必要な方は登録申請をしてください。 市民課 TEL 5 5 - 5 2 5 3	② 市民課 総合窓口 センター (届出窓口)	※原則として申請は本人でなければできません。 ・登録する印鑑 ・官公署発行の顔写真付きの身分証明書等 ※(上記の身分証明書をお持ちでない場合や、代理で登録される場合については窓口でご説明します)
市立の小・中・義務教育学校へ転校される児童・生徒	転入学通知書を届出窓口でお渡しします。 教育委員会 学校教育課 (第四別館3階) TEL 5 5 - 5 4 1 6		※転入学通知書と、前住所の学校でもらわれた書類を新しい学校へお持ちください。
市立以外的小・中・義務教育学校へ転校される児童・生徒	市立の小・中・義務教育学校へ就学しない手続きが必要です。 教育委員会 学校教育課 (第四別館3階) TEL 5 5 - 5 4 1 6	教育委員会 学校教育課	・印鑑 ・在学証明書等の市立の小・中・義務教育学校へ就学しないことが確認できるもの
国民健康保険へ加入される方	勤務先などの健康保険がある方以外は手続きの必要があります。 (転入の日から14日以内に必ず) 保険年金課 TEL 5 5 - 5 2 6 3	⑨ 保険年金課	・印鑑 ・前年度の所得がわかるもの(所得証明書、源泉徴収票など) ・本人及び世帯主の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
後期高齢者医療の被保険者	窓口で手続きしてください。被保険者証や保険料などご説明します。 保険年金課 TEL 5 5 - 5 3 2 5	⑥ 保険年金課	・印鑑 ・被保険者証(前住所地で交付されたもの) ・前住所地で発行された「負担区分等証明書」(県外からの転入の場合)
未熟児養育医療	窓口で手続きしてください。 必要な書類をご説明します。 子育て支援課 TEL 5 5 - 5 3 2 6		・印鑑 ・ご家族の収入状況を証明する書類(確定申告書の写しまたは源泉徴収票など) ・お子様の保険証 ※このほか、必要な書類については、別途お問い合わせください。
小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方	窓口で手続きしてください。 必要な書類をご説明します。 子育て支援課 TEL 5 5 - 5 3 2 6	⑬ 子育て支援課	・印鑑 ・医療受給者証 ・お子様の保険証 ・お子様及び申請者の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
児童手当	中学生以下のお子様を養育されている方は、手続きが必要です。 ※公務員の方は職場で手続きをしてください。 子育て支援課 TEL 5 5 - 5 3 2 6 各支所 市民生活課		・印鑑 ・請求者(主たる養育者)の保険証 ・請求者名義の口座のわかるもの ・手続きされる方の身分証明書 ・請求者及び配偶者の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの ・お子様の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの(お子様が松江市外におられる場合)

項目	松江市での手続き・担当課	手続きの窓口	必要なもの
子ども医療	小学校 6 年生までのお子様は医療費助成制度があります。 子育て支援課 TEL 5 5 - 5 3 2 6	⑬ 子育て支援課	・ お子様の保険証、印鑑
乳幼児のお子様がおられる方	産婦・乳幼児健診、予防接種の接種歴確認などの手続きがあります。 子育て支援課 TEL 5 5 - 5 9 4 2 (問い合わせ先 TEL 6 0 - 8 1 5 5)		・ 母子健康手帳、前市町村で発行を受けられた産婦・乳児健診受診票
ひとり親の方	児童扶養手当、福祉医療等の対象になる場合がありますのでご相談ください。 児童扶養手当を受給されている方は手続きをしてください。 子育て支援課 TEL 5 5 - 5 3 3 5		・ 児童扶養手当証書 (お持ちの方のみ) ※このほか、必要な書類については、別途お問い合わせください。
妊娠中・産後の方	妊婦・産婦健康診査受診票の差替えのがあります。 子育て支援課 TEL 5 5 - 5 9 4 2 (問い合わせ先 TEL 6 0 - 8 1 5 7)		・ 母子健康手帳、前市町村で発行を受けられた妊婦・産婦健診受診票
福祉医療	重度の障がいの方 (身体障がい者手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神障がい者保健福祉手帳 1 級、または精神障がい者保健福祉手帳 2 級で身体障がい者手帳 3 級か 4 級)、及びひとり親家庭の方は医療費助成制度があります。 子育て支援課 TEL 5 5 - 5 3 3 5		・ 重度の障がいの方 保険証、印鑑、該当する障がい者手帳 (身体・精神) 又は療育手帳、所得課税証明書、遺族年金又は障がいに係る年金を受給されている方はその額のわかるもの ・ ひとり親の方 保険証、印鑑、所得課税証明書、母子又は父子の記載されている戸籍謄本
しまね子育て応援パスポート「こころ」	協賛店での提示で料金の割引、ポイントの付加、子育て情報の提供などの子育て支援サービスを受けられる「こころパスポート」の交付受付を行っています。 子育て支援課 TEL 5 5 - 5 3 2 6		・ 妊婦の方は「母子健康手帳」が必要です。 ・ お子様と同居されていない場合は「健康保険証」など、養育関係がわかるものが必要です。
認可保育所 幼保園(保育所部門) 認定こども園(保育所機能) の入所について	保育所入所のでびき・申込書は子育て支援課・各支所・子育て支援センター(乃白町)にあります。提出先は子育て支援課・各支所・子育て支援センター(乃白町)です。 子育て支援課 TEL 5 5 - 5 3 1 2	⑫ 子育て支援課	※窓口で必要書類をお渡しします。
幼稚園 幼保園(幼稚園部門) 認定こども園(幼稚園機能) の入園について	幼稚園一覧・入園願書は、各施設及び子育て支援課にあります。願書は各施設に直接提出してください。	各施設	※各施設にお問い合わせください。
児童クラブ 入会について	入会申請書一式の受け取り及び提出は各児童クラブへお願いします。 生涯学習課 TEL 5 5 - 5 3 1 1		
前住所で介護保険被保険者証をお持ちだった方	窓口で手続きをしてください。 介護保険課 TEL 5 5 - 5 9 3 0	⑯ 介護保険課	※前住所地で介護保険の認定を受けていた方 ・ 介護保険受給資格証明書

項目	松江市での手続き・担当課	手続きの窓口	必要なもの
65歳以上の方	対象の方に高齢者福祉手帳を後日郵送しますので手続きは不要です。 ⑮ 福祉総務課 TEL 5 5 - 5 3 0 8		
障がい者手帳をお持ちの方	住所変更の手続きをしてください。 障がい者福祉課 TEL 5 5 - 5 9 4 5	⑮ 障がい者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳 ・個人番号(マイナンバー)が確認できるもの ※このほか必要な書類については、別途お問い合わせください。
特別障がい者手当 障がい児福祉手当 特別児童扶養手当の受給者	窓口で手続きをしてください。 障がい者福祉課 TEL 5 5 - 5 9 4 5		<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・請求者名義の口座番号のわかるもの ・個人番号(マイナンバー)が確認できるもの ・特別児童扶養手当証書 (特別児童扶養手当のみ) ※このほか必要な書類については、別途お問い合わせください。
障がい福祉サービス等を利用される方	窓口で手続きをしてください。 障がい者福祉課 TEL 5 5 - 5 2 4 1 TEL 5 5 - 5 0 5 4		<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・サービス受給者証 ・個人番号(マイナンバー)が確認できるもの ※このほか必要な書類については、窓口でご説明します。
自立支援医療受給者証をお持ちの方	窓口で手続きをしてください。 障がい者福祉課 TEL 5 5 - 5 9 4 5		<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療受給者証 ・医療保険証 ・個人番号(マイナンバー)が確認できるもの ※このほか必要な書類については、別途お問い合わせください。
松江市に固定資産をお持ちの方	松江市内に固定資産をお持ちの方は、固定資産税課へお越しください。 ⑪ 固定資産税課 TEL 5 5 - 5 6 4 6		
原動機付き自転車及び小型特殊自動車の住所異動	「松江市ナンバー」への変更手続きをしてください。 申請に必要なもの(他市のナンバープレート、「標識交付証明書」または「標識交付申請書(控)」) ⑫ 市民税課 TEL 5 5 - 5 1 5 4		
上下水道について	水道、下水道をご利用になるときは、上下水道局お客さまセンターまでご連絡ください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px 0;">お客さまセンター TEL 5 5 - 4 8 8 8 (代表)</div> なお、宍道町に転入される方は、斐川宍道水道企業団までご連絡ください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px 0;">斐川宍道水道企業団 TEL(0 8 5 3) 7 2 - 8 2 1 5</div>		
ガスについて	ガス供給元(会社)をご確認のうえ、そちらへご連絡ください。供給元が松江市ガス局の場合は、郵便受けに入っている「停止中のお知らせ」か、ガスメーターについている「ガス閉栓中」の札に記載されている 11 桁のお客さま番号をお知らせください。 ガス局 TEL 2 1 - 0 0 1 1 (代表)		
町内会等加入について	町内会・自治会の加入について手続きができます。 加入申込書の ⇒  ⑬ 市民生活相談課 TEL 5 5 - 5 1 6 9 ダウンロードはこちら		

